

球磨村復興まちづくり計画策定業務委託仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、球磨村（以下「甲」という。）が行う球磨村復興まちづくり計画策定業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

2 業務の目的

本業務の目的は、球磨村に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨災害からの早期復興と災害に強いむらづくりを実現できるよう復興事業計画を策定するものである。なお、本計画全般にわたっては、関係機関および地域住民との連携を図りつつ、計画立案を行うものとする。

3 準用規定

本業務は、本仕様書による他、下記に示す関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 道路法、同施行令、同施行規則
- (2) 道路交通法、同施行令、同施行規則
- (3) 建築基準法、同施行令、同施行規則
- (4) 公園法、同施行令、同施行規則
- (5) 熊本地震復興計画（国、熊本県）
- (6) 熊本県防災計画
- (7) 第6次球磨村総合計画
- (8) 球磨村復興計画
- (9) 球磨村地域防災計画
- (10) 球磨村人口ビジョン
- (11) 球磨村まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (12) 総務省、内閣府などが行った復興計画策定に関する各種調査報告書
- (13) 個人情報の保護に関する法律及び球磨村個人情報保護条例
- (14) 球磨村財務規則
- (15) その他関係法

4 対象区域

本業務は、原則として球磨村全域を対象とする。

5 作業計画

受託者（以下「乙」という。）は本業務実施に当たり以下の書類を甲に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表
- (4) 管理技術者等届出書（経歴書添付）
- (5) その他当村が指示する関係書類

6 管理技術者及び照査技術者

乙は、管理技術者及び照査技術者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

2 管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を保有し、業務全般にわたり、技術管理を行わなければならない。

7 報告の義務

本業務実施期間中は、乙は業務の進捗状況を甲に随時報告するものとする。

8 損害賠償

乙は本業務実施中に第三者より受け又は与えた損害については乙の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて乙が負担するものとする。

9 疑義

本仕様書に定めない事項及び疑義を生じた場合は甲、乙協議のうえ定めるものとする。

10 行政情報及び個人情報流出防止対策の強化

乙は、行政や権利者等の個人情報等の漏洩防止について、本業務の履行に関する全ての行政情報等について適切な流出防止対策をとらなければならない。また、以下に記載する行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

- (1) 行政情報及び個人情報の取り扱いについては、関係法令を遵守すること。
- (2) 許可のない行政情報の目的以外使用の禁止。
- (3) 乙の社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底すること。
- (4) 再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

1.1 資料の貸与

乙は本業務に必要な以下の資料について、甲に閲覧又は借用申請書を提出し、甲は関係機関（関係課）と調整し、これを閲覧させ、又は貸与するものとする。

- (1) 第6次球磨村総合計画等の上位計画
- (2) 球磨村復興計画
- (3) 被災状況報告関連資料
- (4) 現況図・土地家屋現況データ（電子データ）
- (5) その他関連事業等、必要と認められる資料

1.2 資料の返却

本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接甲に返却すること。また、本業務遂行中に知り得た事項及び内容全般について甲の許可なく第三者に漏らしたり、提供してはならない。

2 乙は提供された業務資料の内容について、目的外に使用し、又は複写、複製してはならない。

3 乙は業務期間において知り得た秘密を、業務完了後も第三者に漏らしてはならない。

1.3 資料の受渡し及び返却方法

甲は乙に業務資料を手渡し、乙は甲に借用書を提出するものとする。

2 乙は甲に業務資料を手渡しにより返却し、借用書の返却を受けるものとする。

1.4 完了

乙は業務完了と同時に完了届、納品書とともに成果品を納入し、甲の完了検査を受けなければならない。なお、修正を要する場合には速やかにこれを行い、再度検査を受けるものとする。

1.5 瑕疵の修正等

乙は本業務完了後といえども乙の瑕疵等に起因する不良な個所が発見された場合は、速やかに甲の必要と認める修正等を乙の負担において行うものとする。

1.6 成果品の帰属

本業務における成果はすべて甲に帰属するものであり、甲の承認を受けずに複製や他に公表、貸与してはならない。

1.7 履行期間

本業務の履行期間は、業務委託契約締結日から令和4年3月31日までとする。

第2章 業務内容

1.8 業務概要

本業務実施にあたっては、以下の項目について作業を行うものとする。

(1) 住民懇談会（地域別協議会）の開催

①懇談会資料作成・出席・議事録作成

復興まちづくり計画を策定するにあたり、住民・団体等の意向反映や、避難路等の整備に対する合意形成等を図るため、地区単位による住民懇談会を開催し、その住民懇談会の資料作成及び運営、会議録作成を行うこと。なお、開催は5.0回ほど開催する。また、第1回目は、球磨村復興計画を基に勉強会を開催しその後の地域別協議会の運営について説明すること。

②意向・競技結果の反映（地域別計画の作成）

住民懇談会の意見を反映し、地区別計画の作成を行うこと。

(2) 復興まちづくり計画策定にあたっての検討

①安全性向上に向けての必要事業（ハード・ソフト面）の検討

熊本県が策定する被災者の住まい再建等の中期的な取組みを示す「復旧・復プラン」や球磨村が策定する「球磨村復興計画」の方針、第6次球磨村総合計画等、各種公共施設等の被害状況、球磨村復興計画策定時に実施した意向調査及び村づくり懇談会の意見を踏まえ、豪雨災害からの復興及び災害に対する安全性の向上に必要な事業（ハード面及びソフト面）の検討を行う。

②避難場所、避難路ルートの検討

地域防災計画に位置づけられている避難場所について、被災状況・許容可能人員等を整理するとともに、避難場所までの避難路についてルート等を確認し、

課題を整理すること。また、避難所での良好な生活環境の確保のため感染症対応についても検討すること。

③将来の災害発生時の避難対策及び必要事業の検討

災害支援物資の備蓄状況も整理し、将来における災害発生時に安心して避難できるような対策及び必要な事業を検討すること。

④地域コミュニティの再生の検討

地域の再生に向けて伝統行事や文化・交流事業などの地域活動の復活、また新たにに取り組む活動を検討すること。

(3) 復興まちづくり計画策定

①復興まちづくりに向けた基本方針等の設定

復興まちづくり計画策定にあたっての検証を踏まえ、災害に強いまちづくりや災害時における減災、今後のまちづくりの視点等を検討し、今後の復興まちづくりに向けた基本方針等を設定すること。

②施策の方針及び重点的な取組みの検討

上記(2)で検討した事業について、豪雨災害からの早期復興のため事業計画として整理し、取りまとめを行う。とりまとめにあたっては、位置づけた事業の必要性および整備効果についてわかりやすく明示すること。

③地区公共施設・防災まちづくり拠点施設の整備に向けた検討

防災性の向上および早期復興を図るため、地区公共施設・防災まちづくり拠点施設の整備などについて、事業実施に向けた検討を行い、取りまとめを行う。なお、地区公共施設等については概略検討を行うこと。概略検討とは、設計レベルではなく、計画検討レベルであり、詳細検討(基本・実施設計)は含まない。

(4) 打合せ協議

業務を円滑に実施するため計画的な工程管理を行い、当村と常に綿密な連絡をとり、適切な業務執行を図ること。打合せを行った場合は、その都度、打合せ会議録を作成すること。オンラインでの打合せも可能とする。

第3章 成果品

1.9 成果品

本業務における成果品は、下記のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 復興まちづくり計画書(製本済みのもの) | 50部 |
| (2) 復興まちづくり計画策定報告書 | 1部 |
| (3) 前第1号及び前第2号の電子データ | 1式 |

- 2 成果品の納入場所は、球磨村復興推進課